

ワシントン条約によって規制されている洋らん類の輸入と ネットオークションにおける購入に関してのお願い

JOGA 総務渉外委員会

JOGA 植物保全委員会

洋らん類はその全ての原種、交配種が原則としてワシントン条約により国際間取引が規制されています。交配種と多くの原種は簡単な輸出入手続きで日本への輸入が認められていますが、附属書（いわゆる 1 類）に掲載されている原種については基本的に国内への持ち込みは出来ないことになっています。輸出国側からの特別な許可が出た場合のみ、所定の手続きを経て輸入することは出来ますが、原産国からの許可取得には大変難しいものがあります。

附属書 に掲載されている洋らん類

Aerangis ellisii

Dendrobium cruentum

Laelia jongheana

Laelia lobata

Paphiopedilum 全種

Peristeria elata

Phragmipedium 全種

Renanthera imschootiana

ネットオークション上でのお買い物での注意

上記の洋らんを個人で輸入される場合は、必ずワシントン条約に則った手続きを経て、輸入しなければいけません。最近インターネット上のネットオークションで、禁止されているはずの山取りパフィオの株が販売されているのをよく見かけます。JOGAとしては健全な洋らん業界の発展のためにも、不正輸入、山取り株と思われるものを発見した場合は、オークション主催会社などへ、掲載削除の依頼も行っております。ネットオークションでご購入を検討されている個人の皆様も、「珍しいから」「JOGA加盟店では売っていないから」などの理由でご購入されないようお願い致します。ネットオークション上での不正販売は、環境省も現在調査を行っているようです。今後は販売者のみならず購入者も罰せられる可能性もありますから不用意なご購入はお避け下さい。

ワシントン条約で国際取引が認められていない洋らん類のフラスコによる輸入について

パフィオペディラムやフラグミペディウムで、原産国が輸出を認めていない最近発見された種のフラスコ苗が販売されているのをしばしば見かけます。フラスコに入った状態の苗の輸入は、ワシントン条約の規制対象外ではありますが、JOGAとしてはこれらのフラスコ苗から育った苗の販売・陳列・審

査を自主規制の対象としています。いわばグレーゾーンともいうべき法の網をかいくぐっての繁殖、販売にあたるのでご注意下さい。JOGAでは所定の手続きをへたフラスコ苗に関しては、JOGAとして正規認定品のラベルを添付し、販売を行う方針としています。正規認定品ラベルのない株に関しましては、審査を受けることも、展示会に飾ることも認めていません。普段入手が出来ない新しいパフィオやフラグミを購入される場合は正規認定品ラベルをご確認の上ご購入されることをお勧めします。

参考資料

ワシントン条約 1類に該当し 条約施行後に発見された種の取り扱いについて

(例:ベトナム産パフィオ・フラグミベディウム等のフラスコを含む)

【取り扱い基準】(2006年8月現在:毎年JOGAでは基準についての見直し会議を行います)

- | | | |
|--|-----------|---|
| 不正に持ち込まれた株 | : 非合法 | × |
| 不正に持ち込まれた株を親に使用した実生及び増殖苗 | : 認めない | × |
| フラスコで原産国から輸入された苗であるが、履歴が明確でないもの | : 認めない | × |
| フラスコで原産国から輸入されたことが明確な苗で、 <u>これを証明できるもの(注1)</u> | : 別途承認により | ○ |
| フラスコを原産国以外で作成したものについては、 <u>原産国から正しい手続きのもと輸入された親株または種子を使用したことを証明できるもの(注1)</u> | : 別途承認により | ○ |
| CITESにて正当な手続きのもと輸入された株(原種・交配種) | : 合法 | ○ |

(注1)原産国から輸出したことを示す公式文書・又はこれに相当する書類を必ず取得して下さい。